

こども誰でも 通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

- ・ 保育所等に通っていない
0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

利用方法

- ・ 月10時間の枠内で
時間単位で柔軟に利用可能

こども誰でも通園制度を利用すると……

こどもにとって

- ・ 家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます
- ・ こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます
- ・ 年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらします

保護者にとって

- ・ 地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります
- ・ 専門的な知識や技術を持つ人と関わることで、ほっとできたり、孤立感、不安感等の解消につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります

一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

利用の方法について

1. 利用認定申請

- ・本制度の利用に当たっては、自治体の利用認定が必要です。認定に当たっては下記要件を満たしていることが条件です。
 - (1) 保護者のいずれかが前橋市内に住所を有していること。
 - (2) 申請するこどもが、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満のこどもであること。
(※保育所等は、認可保育所・認定こども園・幼稚園・企業主導型保育施設のことを言います。)
- ・下記コードから利用認定申請を行います。
原則、各月1日付での利用認定となります。認定希望月の前月10日が申請の締め切りです。



利用認定申請フォーム



前橋市ホームページ

2. マイページの情報登録

- ・審査の結果、利用認定がされた場合は、認定希望月の前月25日前後に「こども誰でも通園制度総合支援システム」から、アカウント発行のメールが送信されますので、メールの案内に従いマイページが表示されるまで手続きを進めます。
- ・マイページから、より詳細なこどもの情報を入力します（アレルギー、発達状況など）。

3. 面談・利用予約申請

- ・マイページ内の「施設をさがす」から利用したい施設を検索し、面談予約を行います。
こどもの発達やアレルギー情報などを把握するため、安全な支援を行うために事前面談を行います。
- ・面談実施後、利用したい施設のページから利用を希望する日時を選択します。
- ・予約が確定すると、システムから予約確定メールが通知されます。

4. 利用・利用料金の支払い

- ・利用施設が指示する持ち物等を用意し、施設を利用します。利用に当たってのルールや持ち物、利用料金等は施設によって異なりますので、面談時に確認して下さい。
- ・施設利用後は、施設に利用料金を支払いします。支払い方法等は利用施設に応じてください。
- ・利用をキャンセルする場合や、利用時間の変更がある場合には、必ず事前にその旨を利用施設に連絡してください。